

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年5月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信六日町店

所在地 南魚沼市六日町字野際2363番地 1 外

設置者 株式会社原信 他 1 者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 計2,535平方メートル

(変更後) 計2,878平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計210.0平方メートル

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計72.0平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計51.0立方メートル

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計33.747立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社星光堂薬局

(変更前) 午前9時00分から午後8時00分

(変更後) 午前9時00分から午後9時00分

3 変更年月日

2－(1)、(2) 令和7年12月26日

2－(3) 令和7年4月26日

4 変更の理由

建物1の老朽化に伴う建て替えによる施設の配置並びに運営方法に変更が生じるとともに、利用者の利便性の向上を図るため建物2の閉店時刻を変更するため

5 届出年月日

令和7年4月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和7年5月20日から令和7年9月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp